

## 議案第 4 6 号

海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部  
改正について

海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第  
9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 5 年 9 月 1 9 日提出

海老名市長      内   野      優

## 提案理由

地方公務員の給与削減を前提に、国が地方交付税を減額したことに伴い、職員の給与について所要の措置を講ずるため

海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部  
を改正する条例

海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第  
9号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「切替日から当分の間」を「平成25年10月1日から平成26年3月31日  
まで」に、「100分の11」を「100分の7」に改める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。